

上田信用金庫に対する行政処分について

1. 上田信用金庫（本店：長野県上田市）については、営業店長による不祥事件が長期間にわたり継続し事故金額も多額にのぼっていたことから、不祥事件防止に対する金庫の内部管理態勢の現状等について、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めた。
その結果、法令等遵守態勢の確立に向けた取り組みが不十分であるとともに、営業店における牽制機能や本部による内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同信用金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢と経営管理態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から、内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守及び経営管理にかかる経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
 - ② 理事会及び監事の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
 - ③ 不祥事件発覚後の対応の抜本的な見直し
 - ④ 預金業務等に係る厳正な事務処理の徹底（相互牽制機能の強化を含む）及び内部監査機能の充実・強化
 - ⑤ 適切な人事管理の徹底
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 21 年 6 月 29 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 長野財務事務所 理財課
電話 026-234-5123（代表）
関東財務局 理財部 金融監督第 2 課
電話 048-600-1148（ダイヤルイン）